

令和8年度 公共係船施設 新規係船者募集要項

公益財団法人浜名湖総合環境財団は、浜名湖の公共係船施設（公共マリーナ及び舞阪P B S）において新規係船者（係留船）を募集します。

係船を希望される方は、この募集要項をよく読んだ上、「利用申込書」に必要書類を添えて応募ください。

1 募集期間

令和8年6月1日（月）～6月30日（火）

2 募集条件

公共係船施設に係留する船舶は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

（1）船舶の登録長8m以下で、募集する係船施設に係留可能なプレジャーボートであること。

※漁船登録されている船舶、両舷に排水能力を有する放水口が設けられていない船舶、水上バイク、ディンギー及び手漕ぎボート、船舶登録をしていない船舶は不可。

（2）募集開始日から遡って3か月の間（令和8年3月～5月）に、民間マリーナに保管契約されていないこと。なお、現時点で民間マリーナへ保管契約している場合でも、民間マリーナが公共係船施設（公共マリーナ及び舞阪P B S）への転出を予め知り許可を得ている場合は、この限りではない。

（3）船舶が法的及び機能的に航行の用に供することができる又はその予定であること。

※船舶検査の有効期間内の船舶であること。

（4）静岡県河川管理条例第2条に基づく通航の届出を行っている又は行う予定であること。

※届出の通航期間が期限内で、かつ申込者が通航届出申請者であること。

（5）施設を利用している間、PB 責任保険等の船舶保険に加入・更新をすること。

3 募集施設と募集隻数

（1）公共マリーナ…60隻（宇布見・伊佐見・伊佐地川・伊目・三ヶ日・入出・浜名）

（2）舞阪P B S …20隻

※各施設の募集隻数を超えた場合は、抽選となります。

※施設毎に係留方法や付帯設備（トイレ・駐車場）等の条件が異なるため、事前に現地確認や問い合わせ等で確認ください。

4 提出書類

（1）公共係船施設利用申込書

（2）船舶検査手帳又は小型船舶登録事項通知書の写し、船のデータ（型式・船舶の長さ（登録長）・船幅等）が分かる書類（カタログ等）。

※当選後、許可なく船舶の変更をした方は、希望のマリーナへのご案内が出来兼ねる又は当選取り消しをします。

5 応募方法

必要書類を6月30日（火）までに、（公財）浜名湖総合環境財団あてに提出（郵送、持参又はメール）してください。〔郵送の場合は30日消印有効〕
※土日は窓口が休みとなりますので郵送、メールのみの受付となります。

6 施設利用料【年額】

令和8年度の施設利用料は、利用開始が10月1日からとなりますので、年額施設利用料の2分の1（6か月分）を9月28日（月）に振替します。

施設利用料は、係留する船舶が無くてもお支払いただきます。

施設利用料の支払方法は、原則口座引き落としによる一括払いです。

施設利用料は今後変更になる場合があります。

(1) 公共マリーナ (円)

船舶登録長	県内居住者	県外居住者
6 m以下	86,900	104,500
6 m超～8 m以下	124,300	148,500

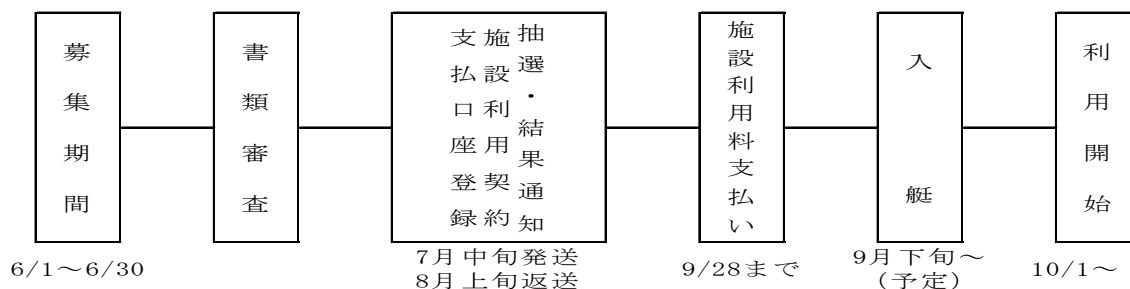
(2) 舞阪 P B S (円)

船舶登録長	種別	県内居住者	県外居住者
6 m以下	1種	63,800	75,900
	2種	127,600	152,900
6 m超～8 m以下	1種	95,700	114,400
	2種	191,400	229,900

(注) * 1種艇：2種以外のプレジャーボート

* 2種艇：船幅2.3m以上かつ投影面積(船長×船幅)が13㎡以上のプレジャーボート

7 応募後の手続き



8 留意事項

(1) 応募の際に施設は希望できますが、施設毎の係留場所は希望できません。
当選者の係留場所は船舶の幅を考慮（船幅+40～50 cm程度）し、当財団で決定いたします。

既契約者が係留場所および船舶を第三者に引き継ぐことを希望する場合は、別途、(公財) 浜名湖総合環境財団まで連絡してください。

(2) 提出書類を審査の上、応募者多数の場合は第三者立会いのもと抽選により当選者を決定します。当選した権利は、他者に譲渡できません。

(3) 公共マリーナと舞阪P B Sでは、当選後の施設利用に関する手続き及び施設利用料等が異なります。

※公共マリーナ当選者は、当財団と「公共係船施設利用契約」を締結していただきます。(初回のみ) 舞阪P B S当選者は、当財団へ「浜名港プレジャーボート係留施設使用許可」を申請していただきます。(毎年更新が必要です)

(4) 応募内容に虚偽又は不正の事実があった場合や、当選後の施設利用に関する手続きに不備があった場合等は、当選を取り消す場合があります。

(5) 公共係船施設は、放置艇を減らし水域利用の適正化を目的として整備した簡易な係船施設であり、台風、津波、高潮等の自然災害や盗難等に対する安全性を保証するものではありません。係留された船舶、船備品、係船場所等の管理は、利用者自ら行っていただきます。

(自己責任で船舶の管理ができない方や、安全性やサービスを追求される方は、民間マリーナを利用ください。)

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に規定する暴力団や暴力団員、静岡県暴力団排除条例、浜松市暴力団排除条例、湖西市暴力団排除条例の第2条第3号に該当する方は応募できません。

(7) 当選後1年以内の場所の移動はできません。

(8) 同一の船舶で複数人での応募はできません。

(9) 公共係船施設内での営業行為は禁止していますので、営業行為を目的とした応募はできません。

9 その他

応募方法、施設(付帯設備含む)等、不明な点は当財団まで問い合わせください。

提出・問い合わせ先

〒430-0929

浜松市中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎10階

公益財団法人 浜名湖総合環境財団

TEL : 053-458-6043 FAX : 053-458-8309

MAIL: tetsuzuki@hamanako-zaidan.or.jp

新規係船者(係留船) 募集施設



新規募集隻数 (施設ごと)

	公共マリーナ							舞阪PBS
	宇布見	伊佐見	伊佐地川	伊目	三ヶ日	入出	浜名	
募集隻数	9	10	7	9	9	12	4	20